

生駒市路上喫煙防止条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、路上喫煙による身体及び財産への被害の防止について、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、路上喫煙の禁止その他必要な事項を定めることにより、安全、健康で美しく快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

【解説】

路上喫煙については、たばこの火により他の歩行者に火傷を負わせたり、受動喫煙による被害また、吸い殻のポイ捨てによりごみの散乱に繋がるなどの様々な問題が指摘され、大人のみならず、子どもにも深刻な影響を与えています。

このような諸問題を未然に防止するため、市、市民等及び事業者の役割を明らかにし、路上喫煙の禁止その他必要な事項を定めることにより、市民等の誰もが安全、健康で美しく快適な生活環境の確保に寄与することを目的としています。

本条例の目的は、平成23年1月から施行している「生駒市まちをきれいにする条例」（以下「まちをきれいにする条例」という。）が目的とする“美しくきれいなまちの実現”にも直接寄与するものとして位置付けられるものです。

本条例に基づく施策は、まちをきれいにする条例により実施している各種の取組と連携しながら展開していくこととなります。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路上喫煙 道路等（道路等の管理権限を有する者が設置し、又は設置を許可した灰皿その他これに類する設備が設けられた場所を除く。）において喫煙し、又は火のついたたばこを所持すること（自転車等に乗車中にこれらの行為を行うことを含む。）をいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、勤務し、若しくは通学し、又は市内を通過する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (4) 道路等 道路、広場、公園その他の公共の場所（室内又はこれに準ずる環境にある場所を除く。）をいう。
- (5) 自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車並びに同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。

【解説】

- (1) 路上喫煙 市内の道路、公園などの不特定多数の人々が行きかい、集う公共の場所において、歩きながらの喫煙だけでなく、立ち止まった喫煙や携帯灰皿を使用しての喫煙また、自転車等に「乗りながら」の喫煙も規制の対象とします。

道路など屋外の公共の場所の管理者が設置し、又は設置を許可した灰皿などの喫煙設備が設けられている場所は、規制の対象から除外しています。

ただし、灰皿等の設置場所、形態等については、本条例の趣旨を踏まえ、市民等の身体及び財産への被害が及ばないよう道路管理者などの行政機関はもちろん、公共の場所の管理権限を有する者に配慮を求めることとします。

なお、自動車内での喫煙は、規制の対象となりませんが、窓を開けた状態での喫煙、火のついたたばこを所持する行為により、市民等に被害を及ぼすことが見込まれる場合は、本条例の趣旨を踏まえ、注意を促すこととなります。

- (2) 市民等 市内の居住者や通勤、通学、買い物、旅行などで、市内の区域に滞在したり通過したりする者を対象としています。

- (3) 事業者 市内において事業活動又は営利活動を行う法人その他の団体及び個人をいいます。

その他の団体とは、自治会、社会教育団体、社会福祉団体、老人クラブなどで法人格は有していないが、団体等の規約等を有し、かつ、代表者の定めのある団体で実態を有するものをいいます。

- (4) 道路等 本条例の規制の対象となる「公共の場所」は、道路、広場、公園など不特定多数の者が自由に出入り、通行できる状態にある屋外の場所をいいます。

利用が有料である場所や市民等が自由に出入りできない場所は、規制の対象となりません。

本条例による規制は、公共の場所に該当しない私有地等には及ばないものですが、事業者においては、第5条第1項の規定により、灰皿を設置する位置などについて、市民等に受動喫煙や火傷の被害が及ばないようにするための環境整備への配慮が求められることとなります。

「室内又はこれに準ずる環境にある場所」は、健康増進法の規制対象であり、施設の管理者に受動喫煙を防止する努力義務が課されていることから、本条例の規制の対象外としています。

- (5) 自転車等 自転車及び自動二輪車に乗車中の喫煙も、すれ違う際に身体や衣服などにたばこの火があたる危険性があるなど大きな影響があるため規制の対象としています。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するために必要な施策を実施するものとする。

2 市は、路上喫煙を防止するため、市民等及び事業者に対して意識の啓発に努めるとともに、市民等及び事業者による自主的な路上喫煙の防止活動に対し、支援を行うものとする。

3 市は、前2項に規定する施策の実施に当たっては、市民等、事業者と連携して、その推進に努めるものとする。

【解説】

安全、健康で美しく快適な生活環境を確保するという本条例の目的を達成するため、本市の施策実施義務を定めています。

路上喫煙を防止し、喫煙のマナー・モラルの向上を図るためには、喫煙者のみならず、非喫煙者も含めた意識の向上が必要であり、そのために市は、市民等及び事業者を対象にした積極的な啓発活動に努めます。

また、市民等、事業者の自主的な路上喫煙の防止活動への支援とともに、市民等、事業者、市の三者が連携・協働して取り組む施策の推進を市の責務として規定しています。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、第6条の規定を遵守するとともに、路上喫煙の防止に対する関心及び理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

市民等は、市内全域での路上喫煙の禁止を定めた第6条の規定を守ることとともに、市民の健康と美しく快適な生活環境を確保するために、市民自身が路上喫煙の防止に対する関心を深め、その影響等について理解するように努めること、また、市が実施する施策に協力すべきことを定めています。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、路上喫煙により、市民等に身体及び財産に対する影響を及ぼすことのないようにするため、管理権限を有する場所において灰皿の撤去又は移設、喫煙場所の確保その他環境の整備を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、路上喫煙を防止するため、従業員その他事業活動に関わる者の意識の啓発を図るとともに、路上喫煙の防止のために市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

路上喫煙を防止するための環境を整備するためには、事業者における取組が不可欠で

あることから、事業者が果たすべき責務を明らかにしています。

事業活動等を行う場所での路上喫煙による市民等の身体及び財産に対する悪影響を未然に防止するための環境の整備を努力義務として定めています。

特に施設や店舗等の出入口など多数の市民等の往来が見込まれる場所については、喫煙設備の撤去、移設、受動喫煙の防止に充分配慮した設備の付加など、煙による影響等が周囲に及ばないような対策を講じることが求められます。

また、従業員や団体の構成員等に対して本条例の趣旨と路上喫煙の悪影響について理解を深め、意識の向上を図るとともに、市が実施する施策に協力すべきことを定めています。

(路上喫煙の禁止)

第6条 市民等は、路上喫煙をしてはならない。

【解説】

路上喫煙は、受動喫煙やたばこの火による子どもの火傷、持物の焦げ等、第三者に被害を与え、また、ポイ捨てされる要素が極めて高いため喫煙してはならないと規定しています。

生駒市では本条例による規制前から、ポイ捨てごみの中でもたばこの吸い殻が圧倒的に多いことを踏まえ、まちをきれいにする条例において、「市内全域」を対象としてその原因となる公共の場所での喫煙行為を制限する規定を設けています。

本条例では、このような趣旨と経緯を踏まえ、地域を限定せずに路上喫煙を禁止する規定を設けることとしています。

なお、第12条に定める過料（罰則）の対象となるのは、路上喫煙の影響が特に大きいと考えられる路上喫煙禁止重点地区（第7条）における路上喫煙で、中止の勧告・命令に従わなかった場合に限定しています。

(路上喫煙禁止重点地区及び指定喫煙場所の指定)

第7条 市長は、市民等の身体及び財産の安全の確保を図るため、特に路上喫煙を防止する必要があると認める区域を路上喫煙禁止重点地区（以下「重点地区」という。）として指定することができる。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、重点地区内において喫煙することができる場所（以下「指定喫煙場所」という。）を指定することができる。

3 市長は、前2項の規定により重点地区及び指定喫煙場所を指定したときは、その旨を告示するものとする。

【解説】

市域の中でも特に人通りが多い場所において、往来する人々の間に路上喫煙をする人がいれば、被害や危険性が増すこととなり、通行する人の身体、持ち物等の安全を確保する措置が必要です。このため、市長は、路上喫煙を特に規制する必要があると認める区域を「路上喫煙禁止重点地区」に指定することができることとしています。

なお、路上喫煙禁止重点地区において、特に必要がある場合は、指定喫煙場所を指定することができることとしています。

これにより、重点地区を外れた周辺地域での路上喫煙やポイ捨ての増加を防ぐとともに、公共の場所におけるルールに則った喫煙を徹底し、喫煙者だけではなく、市民全体の共通認識を形成するための啓発効果も得られるものと考えます。

路上喫煙禁止重点地区及び指定喫煙場所を指定したときは、告示することに加え、重点地区内等の見やすい場所に、看板や標識等を設置するとともに、広報紙やホームページに掲載するなど十分な周知を行うこととします。

(重点地区及び指定喫煙場所の指定の変更等)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、重点地区及び指定喫煙場所の指定を変更し、又は解除することができる。

2 市長は、前項の規定により重点地区及び指定喫煙場所の指定を変更し、又は解除したときは、その旨を告示するものとする。

【解説】

市長は、路上喫煙の状況や地域の環境変化などを踏まえ、必要があると認めるときは、重点地区及び指定喫煙場所の指定を変更し、又は解除できることとしています。

重点地区及び指定喫煙場所の指定を変更し、又は解除したときについても、前条の規定による指定の際と同様に周知を図ることとします。

(勧告)

第9条 市長は、第6条の規定に違反している者に対し、路上喫煙の中止を勧告することができる。

【解説】

本条は、第6条の規定に違反し、路上喫煙を行った者に対する勧告について規定しています。

勧告とは、ある事柄を申し出て、その申し出に沿う相手方の措置を促す行為を言います。勧告は、その内容が尊重されることを前提としており法的に相手方を拘束する意味まで持っていません。このことから、勧告は「処分」に該当せず、行政指導の一つです。

(命令)

第10条 市長は、重点地区内において、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

【解説】

路上喫煙禁止重点地区における本条例の規制事項に違反した場合の処分等については、まず違反した者に対して違反の事実を告げる役割と是正を促す役割として「指導」や「勧告」があり、「勧告」に従わない場合は、行政処分として「命令」を行うことができるものです。路上喫煙禁止重点地区における違反行為について従わない場合は、第12条の「過料」の対象となります。

なお、「命令」は、行政処分にあたるため、事前に行政手続条例に基づく弁明の機会を付与する必要があります。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

この条例を運用していく上で必要となる事項については、規則で規定することとしています。

(過料)

第12条 重点地区内において、第6条の規定に違反し、かつ、第10条第1項の規定による命令に従わなかった者は、2万円の過料に処する。

【解説】

路上喫煙禁止重点地区において、路上喫煙を行い、勧告を受け、かつ命令に従わなかった者に対し、2万円の過料を科することを規定しています。

過料とは、行政上の義務違反に対して科される金銭的な制裁をいい、地方公共団体は、条例で5万円以下の過料を科す旨の規定を置くことができます（地方自治法第14条第3項）。

過料処分を受ける者には、あらかじめその旨を告知し、弁明の機会を与える必要があります（地方自治法第255条の3第1項）。

過料に関する規定は、金銭を徴収することが目的ではなく、違反者に条例の目的を理解してもらい、マナー・モラルの向上及び路上喫煙の防止を図ることにあります。

附則

(施行期日)

1. この条例は、平成28年10月1日から施行する。

※(生駒市まちをきれいにする条例の一部改正)

生駒市まちをきれいにする条例の喫煙の制限等に関する規定を一部改正する必要がある。

次項の生駒市まちをきれいにする条例(抜粋)の下線部分が改正する箇所です。

_____は削除 は号・条繰上げ

【解説】

この条例の施行期日を規定しています。

本条例の規定内容との整合を図るため、公共の場所での喫煙の制限に関する規定を定めているまちをきれいにする条例の重複部分を削除するなど所要の改正を行うものです。

生駒市まちをきれいにする条例 抜粋

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、勤務し、若しくは通学し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (3) 飼い主等 犬、猫その他の愛がん動物（以下「犬等」という。）を飼養し、又は現に管理する市民等をいう。
- (4) 土地所有者等 市内に土地又は建物を所有し、管理し、又は占有する者をいう。
- (5) 空き缶等 空き缶、空き瓶その他の飲食物等を収納していた容器、チラシ、紙くず、廃プラスチック類その他これらに類する物で投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (6) ポイ捨て たばこの吸い殻及び空き缶等を定められた場所以外の場所に捨て、又は放置することをいう。
- (7) ふん放置 散歩中等に犬等が排せつしたふんを放置し、又は投棄することにより、公共の場所等を汚すことをいう。
- (8) 落書き 公共の場所又は他人が所有し、若しくは管理する建物等に、権原のある者の承諾を得ることなく、みだりに文字、図形、模様等を描くことをいう。
- (9) 喫煙 たばこを吸うこと、又は火のついたたばこを持つことをいう。
- (10) 公共の場所 道路、河川、公園、駅等所有のいかんを問わず、公共の用に供される場所をいう。
- (11) 空き地等 宅地化された状態の土地で、現に人が使用していない土地又は人が使用していても相当の空闲地を有し、人が使用していない土地と同様の状態にある土地及びこれらに準ずる土地をいう。

(喫煙の制限)

第11条 市民等は、公共の場所において、吸い殻入れが設置されている場合等を除き、喫煙をしてはならない。

2 市民等は、公共の場所において、歩行し、又は自転車（原動機付自転車及び自動二輪車を含む。）により移動しながら喫煙をしないよう努めなければならない。

(回収容器の設置及び管理)

第12条 自動販売機により飲食物等を販売する者は、当該自動販売機に隣接する場所に空き缶等を回収する容器を設置するとともに、当該容器を適正に管理しなければならない。

(チラシ等の散乱防止)

第13条 公共の場所において、チラシ、リーフレットその他の物（以下「チラシ等」という。）を公衆に配布し、又は配布させた者は、速やかに配布場所周辺に散乱した当該チラ

シ等を収集し、適正に処理しなければならない。

(空き地等の適正管理)

第1.4条 土地所有者等は、空き地等に雑草等（雑草又はこれに類するかん木類をいう。）を繁茂させ、又は廃棄物等を堆積させることで、火災又は犯罪の発生の原因となり、かつ、生活環境を阻害しているような状態（以下「不良状態」という。）にならないよう、除草等を行うなど適正に管理しなければならない。

(公共の場所の管理)

第1.5条 公共の場所を管理する者は、その場所が不良状態にならないよう除草等を行うとともに、第8条から第10条までの規定による禁止行為の防止について必要な措置を講じ、市の施策に協力するものとする。

(環境美化等の協定)

第1.6条 市民等及び事業者は、その活動する地区において、市が管理する公共の場所の環境美化について、市長と協定を締結することができる。

2 市長は、前項の協定を締結したときは、効果的にその活動が行われるよう、必要な範囲で支援するものとする。

(環境美化推進員の設置)

第1.7条 市長は、環境美化の推進を図るため、環境美化推進員を置くことができる。

2 環境美化推進員は、市内における環境美化の推進に関する啓発活動その他必要な活動を行うものとする。

(調査及び指導)

第1.8条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該必要な場所に市長の指定する職員を立ち入らせ、調査及び指導をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(勧告)

第1.9条 市長は、第8条から第10条まで、**第1.1条第1項**又は**第1.2条**から**第1.4条**までの規定に違反している者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令及び公表)

第2.0条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて当該勧告に従うべきことを命ずることができる。ただし、第8条、第9条、**第1.1条第1項**又は**第1.3条**の規定に違反している者に対する場合にあっては、期限を定めることを要しない。

2 市長は、前項の規定による命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に従わないときは、その者に意見を述べる機会を与えた上で、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令に従わなかった者の住所及び氏名（法人等にあたっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

(2) 命令の内容及び違反の事実

(3) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、当該公表の対象となる者の権

利利益に十分に配慮しなければならない。

(委任)

第2.1条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第2.2条 第8条又は第9条の規定に違反し、かつ、第2.0条第1項の規定による命令に従わなかった者は、2万円の過料に処する。